

令和5年5月

お客さま各位

関信用金庫

## 各市町村税等公金収納事務について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、関市・岐阜市・美濃加茂市・下呂市・各務原市・美濃市・富加町をはじめとした全国各市町村の税金及び公金の収納事務について、下記のとおりとさせていただきますことといたしましたので、お知らせいたします。

当金庫では、今後もお客さまにご満足いただけるサービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 改訂日 令和5年6月1日(木)

2. 納付期限を過ぎた納付書の受入れについて

**(変更前)** 各市町村に架電の上、未納であることを確認し（二重納付の防止）、督促手数料や延滞金（以下、延滞金等という）が発生している場合は本税とともに収納

**(変更後)** 各市町村への問合せはおこなわず、**額面金額のみ**を収納

3. ご留意いただきたい事項

(1) 納付書にすでに延滞金等が記載（印字または手書き）されている場合は、記載どおりに収納いたします。

(2) 県税等の公金収納事務につきましては、取扱いに変更はありません。

以上



関信用金庫